

# みどり認定を受けませんか？

## 環境にやさしい農業へ 取組むあなたを応援！

### 税金や金融面でメリットがあるみどり認定が制度とは

みどりの食料システム法(※)に基づき、環境負荷低減に取り組む5年間の事業計画を作成し、都道府県知事の認定を受けることによってメリットが受けられる制度です。

(※) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律



#### みどり認定 特徴 1

### 環境にやさしい様々な取組が認定されます！

#### ■ 認定の対象となる取組内容

- ・土づくりと一体的に行う、化学肥料 および化学農薬の低減
- ・温室効果ガスの削減
- ・土壌への炭素貯留
- ・土壌を使用しない栽培における化学肥料および化学農薬の低減 など

#### ■ 申請方法

- ・個人だけでなくみんなで**グループ申請もOK!**
- ・申請書はまとめて**1つだけ!** → 詳細は裏面へ



#### みどり認定 特徴 2

認定を受けると、補助金の採択審査のポイントが加算されるため、**さまざまな国庫補助金の採択で優遇されます!**

- 対象事業・みどりの食料システム戦略推進交付金・強い農業づくり総合支援交付金  
・農地利用効率化等支援交付金 など

#### みどり認定 特徴 3

認定計画に基づき、対象となる**60種**の中から機械を導入した場合**初年度の導入機械に係る特別償却が可能です!**

- 青色申告を行う農業者は、認定を受けた計画に従って、化学肥料・化学農薬の使用低減に必要となる設備を導入した場合、次の金額を上乗せして償却（特別償却）できます。（機械など：取得価額×32%、建物など：取得価額×16%）

- ・みどり認定を受けた後、**令和8年3月31日**までに取得したもの。
- ・次の2点を満たす機械のほか、機械と一体的に整備する建物も対象。
  - ☑取得価額の合計が100万円以上であること
  - ☑農水省HPに掲載された対象機械であること



詳しくはこちら▲  
(農林水産省WEBサイト)

## グループ申請について

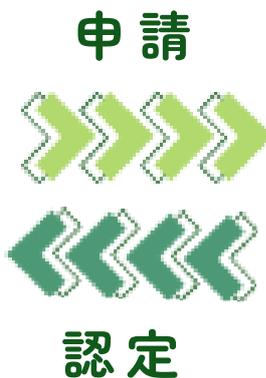
- ・農協の生産部会など、同じ品目や取組を行う生産者がまとまって1つの計画を作成し、グループ（団体）として申請し、認定を受けることが可能です。
- ・グループ申請の場合も、計画に含まれる構成員は税制等の特例を活用することができます。

### ■ グループ申請のイメージ

- [例1] 栽培暦など、共通の栽培方法に基づき環境負荷低減を実践している農協の生産部会
- [例2] 農業生産過程の全部又は一部について共同で取り組みながら、構成員のそれぞれが環境負荷低減に取り組む集落営農組織



## 計画認定の手続きについて



### ■ 申請に必要な書類

- ・認定申請書（住所や氏名等、申請される方の基本情報の書類）
- ・計画書（環境負荷低減に取り組む5年間の事業計画）
- ・その他、都道府県で定める添付書類

※グループ申請される場合は、代表と構成員を記載してください。



## お問合せ先 \ 少しでも気になったらご連絡ください /

- ・〒986-0850  
宮城県石巻市あゆみ野5丁目7番地（宮城県石巻合同庁舎4階）
- ・東部地方振興事務所 農業振興部 農業振興班（担当：浅野）
- ・TEL：0225-95-7809